

みよし市地区拠点施設個別施設計画

【改訂版】

令和2年1月

**みよし市
市民協働部協働推進課**

1 計画の目的

本市の基礎的自治組織である行政区は、25の行政区からなり、住民の生活などにおける地域課題に地縁的に対応する組織として活動しております。本市の総合計画では、「きたよし地区」、「なかよし地区」及び「みなよし地区」の3地区に区分し、それぞれに地区別構想を設定しています。

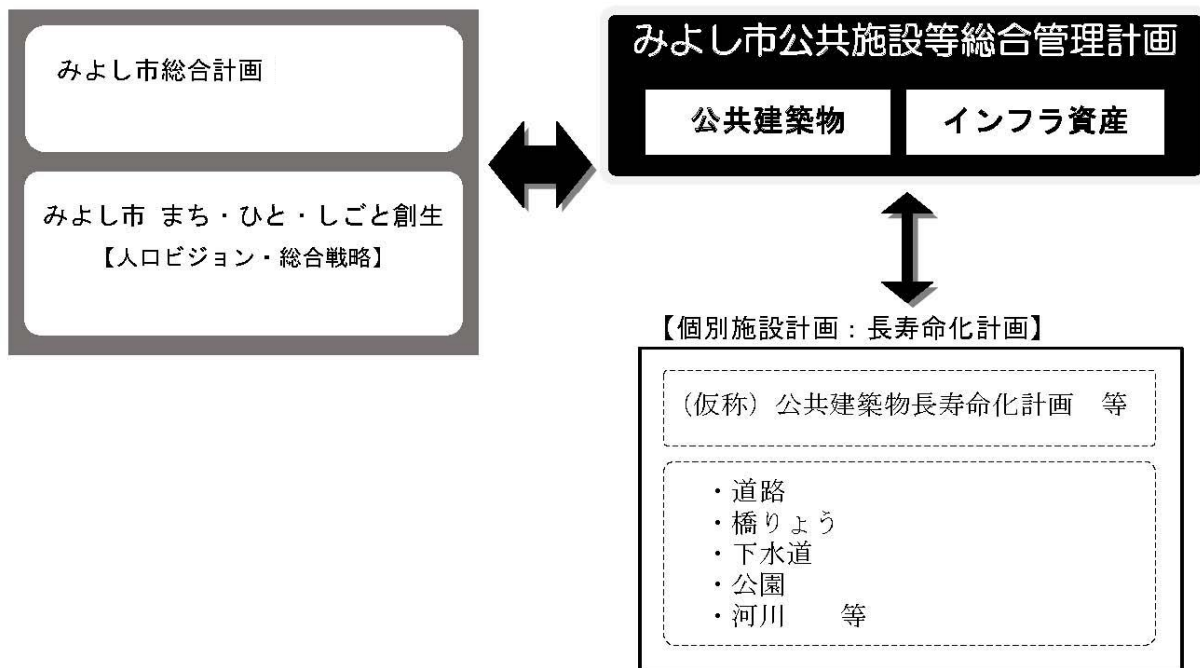
各行政区に設置されている施設には、区民の集会の場、生涯学習の場、児童の室内遊びの場、老人の憩いの場などの機能が求められていますが、行政区により施設の数や規模の相違がみられ、人口規模の大きい行政区では、区の総会や敬老会などの多くの区民が集まる場合に収容できるスペースが無いことから、対応できる施設の要望が高まっています。また、複数の施設を有している行政区では、施設の老朽化対策や維持管理に係る費用が多額であるなどの課題を抱えています。

このような課題解決に向け、地区間の施設の均衡を図るため、行政区の範囲を超えた地区を対象とする「地区拠点施設」を整備する「地区拠点施設整備基本構想」を策定し、総合計画で掲げる地区別構想に基づき3箇所の地区拠点施設の整備について決めました。

この計画は、令和元年にきたよし地区に整備した地区拠点施設であるおかよし交流センターについて、長寿命化等の具体的な実施計画について定め、みよし市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）で掲げる公共施設等の管理に関する基本方針に基づく安全安心な公共施設の確保、施設の長寿命化及び施設の有効活用を目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、総合管理計画に基づいた計画であり、国の『インフラ長寿命化基本計画』（平成 25 年 11 月 25 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の体系における本市の個別施設計画に該当します。



3 対象施設

本計画は、おかよし交流センター（みよし市ひばりヶ丘地内）を対象とします。おかよし交流センターは、新たに整備した施設であり、類似する施設の統合等によるものではありません。

なお、おかよし交流センターの構造は、鉄骨造(耐用年数 38 年)となります。

4 計画期間

この計画は、みよし市公共施設等総合管理計画との整合性を図るためおかよし交流センターを整備した令和元年度を初年度とし、令和 38 年度（205

8年)までの38年間の計画とします。

なお、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズ等の変化、事業の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととします。

また、他施設における個別管理計画の策定の状況によっても見直しを図っていきます。

5 取組方法

- (1) 個別施設の管理の計画は事務事業を通して遂行し、適宜計画の見直しを行います。
- (2) この計画の検討、策定、実施に当たっては、実務的な整理や手法の検討をするとともに、市民の意見を聴きながら、関係者協議など、市民や議会、関係機関等と情報を共有し、意見を聴きながら進めます。

6 計画の取組

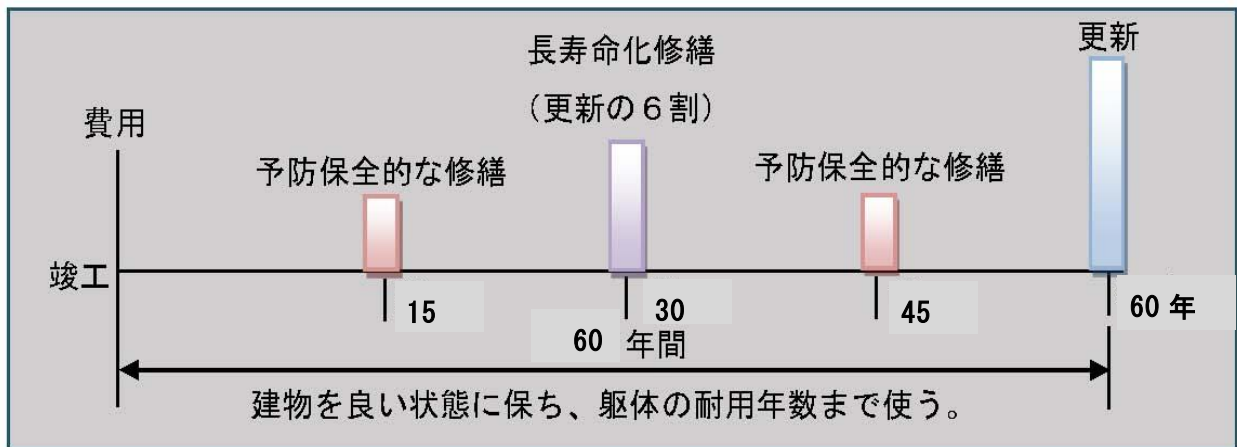
総合管理計画に基づき80年間使用できるよう、定期的な点検の実施のもと、躯体の機能に影響が及ぶ前に屋上防水や外装塗装などの延命化対策を全面的に実施する予防保全的な修繕を竣工から20年目(2039年)に269,000千円で実施します。

また、今後60年間施設を使用することを見据え、耐久性に優れた仕上材への取替えなど、設備や躯体のリニューアルを実施する長寿命化修繕を竣工から40年目(2059年)におおよそ4億5千万円で実施します。

【参考】

おかよし交流センター建設費；7億4,464万円

図表 4-14 公共建築物の長寿命化のイメージ



7 実施方針

(1) 点検、診断等の実施

事故等の重大な問題発生回避、修繕や更新等の必要性の判断のために、建築の専門技術者による継続的な点検と記録の保全を実施するとともに、職員による施設の点検や修繕履歴等の情報を記録及び蓄積していきます。

また、職員による点検は、平時の施設点検の考え方や点検方法を定めた点検マニュアルにより実施します。

(2) 維持管理、修繕、更新等の実施

点検、診断等の結果、異常が発見された場合には、速やかに対応し予防保全に務めます。

(3) 安全性の確保の実施

点検、診断等によって危険性が認められた場合、一時的な供用停止、応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。

(4) 施設の長寿命化の実施

維持管理の方法を予防保全的な管理方法とし、長寿命化の対策を図ります。